

京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

平成29年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第52号

京都市市税条例施行細則等の一部を改正する規則
(京都市市税条例施行細則の一部改正)

第1条 京都市市税条例施行細則の一部を次のように改正する。

第4条の5中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第12号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条の6第1項各号列記以外の部分中「及び第5号」を「、第5号及び第5号の2」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 学校法人又は私立学校法第64条第4項に規定する法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産(法第348条第2項第10号の4に該当するものを除く。)及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産(同号に該当するものを除く。)(当該年度の賦課期日にこれらの用に供しているものを除く。)

税額の全部

第4条の6第1項第5号の次に次の1号を加える。

- (5の2) 法第348条第2項第10号から第10号の10までに掲げる固定資産(当該年度の賦課期日にこれらの号に該当しているものを除く。)

税額の全部

第4条の9第1項第18号を同項第19号とし、同項第17号の次に次の1号を加える。

- (18) 介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設(法第701条の34第3項第9号に該当するものを除く。)

税額の全部

様式第3号1（第2面）中

株式等の譲渡	未公開
	上場

を

一般株式等の譲渡
上場株式等の譲渡

に、「配当」を「配当等」に改め、同様式1（第3面）

中「オ 株式等譲渡所得」を「オ 一般株式等譲渡所得」に、「の配当」を「譲渡所得」に、

キ 先物取引所得	円	円	円
----------	---	---	---

を

キ 上場株式等の配当等所得	円	円	円
ク 先物取引所得	円	円	円

に改

め、同様式2備考以外の部分中

株式等に係る課税譲渡所得等の金額
千円

を

一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額
千円	千円

に、「課

税配当所得等」を「課税配当等所得等」に改める。

様式第4号に備考として次のように加える。

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

様式第4号の2 1 備考以外の部分中

株式等に係る課税譲渡所得等の金額
千円
千円

を

一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額	に、「課税配当所得等」を「課税
千円	千円	
千円	千円	

配当等所得等」に改める。

様式第10号1及び同様式2に備考として次のように加える。

備考 この通知書の記載事項に不服がある場合における救済の方法及び取消訴訟を行う場合の被告とすべき者、出訴期間等を記載すること。

(京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 京都市市税条例施行細則の一部を改正する規則(平成28年6月10日京都市規則第13号)の一部を次のように改正する。

附則ただし書中「同年4月1日」を「平成31年10月1日」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中京都市市税条例施行細則第4条の9第1項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の京都市市税条例施行細則(以下「改正後の規則」という。)第4条の5及び第4条の6第1項の規定は、平成29年度分の固定資産税から適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の規則第4条の9第1項の規定は、平成29年4月1日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 4 改正後の規則様式第3号1及び2並びに第4号の2 1は、平成29年度分の個人の市民税から適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(行財政局税務部税制課)